

平成30年4月1日
大台町総務課

建設工事等に関する入札制度等の改正について

平成30年度より下記のとおり入札制度の改正を行いましたのでご承知ください。

記

1. 最低制限価格の改正

(1) 改正の概要

予定価格 500 万円以上の算出基準

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \\ \times 0.65) \times 1.08$$

上記の計算式は、工事区分（一般）の一般土木工事の算出基準です。工事区分（一般）は6種類、工事区分（水道事業）は4種類に分かれていますのでご注意ください。

(2) 適用期日

平成30年4月1日以降に指名（公告）する入札物件から適用します。

(3) その他

詳細は、大台町ホームページ⇒「事業者の方へ」⇒「入札情報（建設工事・測量コンサル）」の「6. 入札契約各種要綱・要領等」に掲載する「11. 大台町建設工事に係る最低制限価格の運用基準」を参照してください。

2. 低入札価格調査実施要領の改正

(1) 改正の概要

調査基準価格の算定方法を改正しました。

(2) 適用期日

平成30年4月1日以降に指名（公告）する入札物件から適用します。

(3) その他

詳細は、大台町ホームページ⇒「事業者の方へ」⇒「入札情報（建設工事・測量コンサル）」の「6. 入札契約各種要綱・要領等」に掲載する「14. 大台町低入札価格調査実施要領」を参照してください。

3. 平成30年4月の経営事項審査の改正に伴う格付けの取扱い

平成30年4月1日から経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、平成30年度及び平成31年度の格付けにおける取扱いを下記のとおりとします。

- (1) 平成30年4月以降の新経審導入に伴う再審査の結果を、平成30年度の格付には反映しません。
- (2) 平成30年4月以降の新経審導入に伴う再審査の受審を、平成31年度の格付として義務付けはしません。(任意受審)

旧経審基準による審査結果も、平成31年度の格付けにおける有効な経営事項審査結果とします。

【本件の問合せ先】

総務課 TEL : 0598-82-3781